

## 36. 鋼船規則 O 編及び関連検査要領における改正点の解説 (IP コード)

### 1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則 O 編及び関連検査要領中、IP コードに関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2024 年 7 月 1 日から適用されている。

### 2. 改正の背景

洋上風力発電設備や石油プラットフォーム等の洋上施設上で作業を行う作業員を運送する船舶において、作業員は旅客として扱われ、12 人を超える作業員を運送する場合は旅客船の要件を適用する必要がある。一方、作業員を運ぶ目的のために、旅客船の要件を適用することは適当ではないとして、洋上施設上で作業を行う人員（以降、IP とする）を運送する船舶に対する規定が IMO にて議論されてきた。

その結果、2022 年 11 月に開催された IMO 第 106 回海上安全委員会（MSC106）において、決議 MSC.527(106)として IP コードが制定され、決議 MSC.521(106)として IP コードを強制化する SOLAS 条約 XV 章が制定された。

このため、決議 MSC.521(106)及び決議 MSC.527(106)に基づき、関連規定を改めた。

### 3. 改正の内容

#### 3.1 鋼船規則 O 編 1 章関連

(1) 鋼船規則 O 編 1.1.1 及び検査要領 O 編 O1.1.1 に、今回制定した附属書 1.1.1-5.「洋上施設上で作業を行う人員を運送する船舶」の適用について規定した。国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の、少なくとも一人の IP が乗船する最大搭載人員の多い船舶（非自航船を除く）については、O 編の規定に加え、附属書 1.1.1-5.の要件を満足する必要がある。一方、旅客船以外であって、少なくとも一人の IP が乗船する最大搭載人員の多い船舶であっても、国際航海に従事しない船舶又は総トン数が 500 トン未満の船舶については、O 編の規定に加え、特別な考慮を払わなければならない。特別な考慮とは、主管庁が適当と認める対策を講じることをいう旨規定した。日本籍船舶の場合、具体的な要件は令和 6 年国土交通省令第七十一号及び令和 6 年国海安第 44 号を参照すること。

- (2) 鋼船規則 O 編 1.2.4 に船級符号への付記について規定した。附属書 1.1.1-5.「洋上施設上で作業を行う人員を運送する船舶」に適合した船舶には、船級符号に“Industrial Personnel”（略号：IP）を付記する。
- (3) 鋼船規則 O 編 1.3.6 から 1.3.10 において、MSC.521(106)及び MSC.527(106)に基づき、IP コードに関する定義を規定した。また、IP の定義に合わせて、特殊乗船者（以降、SP とする）の定義も規定した。IP と SP の違いは、IP は、主に船外で船員が通常行う業務以外の業務を行ない、SP は主に船上で船員が通常行う業務以外の業務を行う乗船者である。従来規定していた作業者の定義は、IP コードの適用に合わせて、洋上風力発電施設等での作業に関連する、IP 又は SP とした。また、最大搭載人員の多い船舶については、IP、SP 及び旅客の合計人数が 12 人を超える船舶であると定義した。

#### 3.2 鋼船規則 O 編 11 章及び 12 章関連

O 編 11 章及び 12 章において、最大搭載人員の多い船舶には、特別な考慮を払わなければならないという規定を削除した。これは、当該規定を O 編 1 章に移設したためである。

#### 3.3 鋼船規則 O 編附属書 1.1.1-5. 洋上施設上で作業を行う人員 (IP) を運送する船舶に関する規定

鋼船規則 O 編附属書 1.1.1-5.「洋上施設上で作業を行う人員(IP)を運送する船舶」において、MSC.521(106)及び MSC.527(106)に基づき、IP コードの要件を規定した。

##### 3.3.1 適用

附属書 1.1.1-5. An1.1.1 において、MSC.521(106) Regulation3 に基づき、附属書 1.1.1-5.の適用について規定した。なお、就航船においても、An1.1.1-1.に該当する船舶には附属書 1.1.1-5.が適用となる。また、An1.1.1-2.及び-3.(外国籍船舶)において MSC.418(97) “INTERIM RECOMMENDATIONS ON THE SAFE CARRIAGE OF MORE THAN 12 INDUSTRIAL PERSONNEL ON BOARD VESSELS ENGAGED ON INTERNATIONAL VOYAGES” に基づいて、IP を運送することを主管庁が認めた船舶については、緩和規定がある。

##### 3.3.2 IP に関する要件

鋼船規則 O 編附属書 1.1.1-5. An2.1 及び An3.1 には、IP が満たすべき要件及び乗船前に IP が受けなけ

ればならない訓練の要件について規定した。なお、主管庁が適当と認める基準に基づく適切な資格を有していれば、IP が受けなければならない訓練の要件を満足しているとみなすことができる。

### 3.3.3 人員の安全な移動について

鋼船規則 O 編附属書 1.1.1-5. An2.2 及び An3.2 には、人員の安全な移動に関する要件について規定した。なお、人員の安全な移動が可能であれば、必ずしも船上に人員移動設備（ギヤングウェイやフェンダー等）が必要ではない。つまり、移動先の人員移動設備を使用することも認められる。また、人員移動設備を搭載する場合は、人員移動設備は本会が適当と認める要件に従って、設計、製造、試験及び設置される必要がある。本会では、ギヤングウェイを用いた人員

移動設備に関するガイドラインを発行しており、当該ガイドラインを参考にすることがある。

### 3.3.4 貨物船の追加規定

鋼船規則 O 編附属書 1.1.1-54 章において、IP コード Part IV に基づき、IP コードを適用する貨物船に対する追加要件について規定した。IP コードが適用される貨物船は、貨物船に関する SOLAS 条約及び鋼船規則 O 編附属書 1.1.1-5 の規定を満足する必要がある。なお、旅客船の要件を部分適用する規定及び IP コード特有の規定がある。主な要件を以下に記載する。

#### (1) 旅客船の要件の部分適用

乗船者の人数に応じて、表 1 の通り、旅客船の要件が部分適用される。

表 1 貨物船の追加規定における SOLAS 条約の旅客船要件の部分適用

要件	乗船者数	60 人以下	60 人超え 240 人以下	240 人超え
区画と復原性		II-1 章第 9 規則, 13 規則, 19 規則, 20 規則及び 21 規則		
		II-1 章第 B-2 部, B-3 部及び B-4 部 ※II-1 章第 8 規則及び第 8-1 規則については任意 (II-1 章第 14 規則及び 18 規則は適用外)		II-1 章第 5 規則, 8 規則, 8-1 規則, B-2 部及び B-3 部及び B-4 部 (II-1 章第 5 規則 5, 14 規則及び 18 規則は適用外)
機関		旅客船に関する II-1 章 35-1 規則		
		---		旅客船に関する II-1 章 29 規則
電気設備		II-1 章第 43 規則		
		II-1 章第 42 規則 2.6.1	II-1 章第 42 規則及び 45 規則 12	
定期的に無人となる機関区域		---		旅客船に関する II-1 章 E 部
防火, 火災探知及び消火		---	36 人以下の旅客を乗せる旅客船に関する II-2 章 (II-2 章第 21 規則及び第 22 規則は適用外)	36 人以上の旅客を乗せる旅客船に関する II-2 章
救命設備		---	短期国際航海ではない国際航海に従事する旅客船に関する III 章 (III 章第 2 規則及び第 19 規則 2.3 は適用外)	
危険物の運送 (容器に収納した危険物, 固体ばら積危険物)		---		36 人以上の旅客を乗せる旅客船に関する II-2 章 19 規則 3.2

(2) IP コード特有の規定

(a) 区画と復原性について

鋼船規則 O 編附属書 1.1.1-5. An4.2 において、IP コードが適用される貨物船に対する区画又は復原性に関する要件の明記に加え、損傷時復原性計算で考慮される要求区画指数 R について、乗船する人数に応じた要求区画指数 R が要求される旨を規定した。(表 2 参照)

表 2 IP コード適用船に対する要求区画指数 R

1. 60 人以下	要求区画指数 R に 0.8 を乗じた値
2. 240 人超え	要求区画指数 R に 1 を乗じた値
3. 60 人超え 240 人以下	上記 1.及び 2.の値を線形補間

(b) 危険物の運送について

鋼船規則 O 編附属書 1.1.1-5. An4.8.4 において、IP コードが適用される貨物船に対する危険化学品、液化ガス及び油の運送に関する要件を以下の通り、規定した。

- ・乗船者が60人を超える場合は、有害物質、低引火点製品または酸の輸送は認められない。
- ・IPが立ち入ることを禁止される船舶の場所を明確に表示すること。
- ・人員移動設備は、貨物エリア外に配置すること。
- ・人員移動設備へのアクセスは可能な限り、貨物エリア外に配置すること。
- ・乗船又は人員の移動と貨物の積み込み又は荷下ろしを同時に行わないこと。

3.3.5 高速船の追加規定

鋼船規則 O 編附属書 1.1.1-5.5 章において、IP コード Part V に基づき、IP コードを適用する高速船に対する追加要件について規定した。IP コードが適用される高速貨物船は、HSC コードにおける貨物船の要件を満たす必要がある。また、乗船者は 60 人を超えてはならない。なお、4 章で規定した貨物船の要件と同様に、旅客船の要件を部分適用する規定及び IP コード特有の規定がある。主な要件を以下に記載する。

(1) 旅客船の要件の部分適用

表 3 の通り、HSC コードの旅客船の要件が部分適用される。

(2) IP コード特有の規定

(a) 区画と復原性について

鋼船規則 O 編附属書 1.1.1-5. An5.2.1(2)において、HSC コード内に記載される「旅客」の表記を「船員以外の乗船者」に読み替え、その者の体重は、装備重量等を考慮し、90kg として考慮する旨規定した。

(b) 危険物の運送について

鋼船規則 O 編附属書 1.1.1-5. An5.8.1 において、IP コードが適用される高速貨物船に対する容器に収納した危険物、固体ばら積危険物の運送に関する要件を以下の通り、規定した。

- ・IPが立ち入ることを禁止される船舶の場所を明確に表示すること。
- ・人員移動設備は、貨物エリア外に配置すること。
- ・人員移動設備へのアクセスは可能な限り、貨物エリア外に配置すること。
- ・乗船又は人員の移動と貨物の積み込み又は荷下ろしを同時に行わないこと。

表 3 高速貨物船の追加規定における HSC コードの旅客船要件の部分適用

要件	乗船者 60 人以下
区画と復原性	HSC コード 2 章 B 部 (2.13.2 及び 2.14 は適用外)
機関	HSC コード 10 章 B 部の分類 A の旅客船に関する要件
電気設備	HSC コード 12.7.10
救命設備	HSC コード 4.2.3 及び 8.4.3